

八女市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八女市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年12月1日決裁。以下「実施要綱」という。）第6条第1項の第1号事業支給費用基準額について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、実施要綱及び八女市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年12月1日決裁。以下「基準要綱」という。）において使用する用語の例による。

(費用の額の算定)

第3条 実施要綱第6条第1項の第1号事業支給費用基準額は、別表第1から別表第4までに定める単位数に10円を乗じて算定した額とする。

(実施上の留意事項)

第4条 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスに要する第1号事業支給費の額の算定に当たっては、この要綱に定めるもののほか、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）を準用する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日決裁）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年4月27日決裁）

この要綱は、令和3年4月27日から施行し、改正後の八女市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年8月24日決裁）

この要綱は、令和3年8月24日から施行し、改正後の八女市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和4年8月23日決裁）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月28日決裁）

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

介護予防訪問介護相当サービスにおける指定第1号事業費単位数表

区分	単位数
1 訪問相当サービス費	
(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	
ア 1週に1回程度の場合	1月につき 1, 176単位
イ 1週に2回程度の場合	1月につき 2, 349単位
ウ 1週に2回を超える程度の場合	1月につき 3, 727単位
(2) 1月当たりの回数を定める場合	
ア 標準的な内容の訪問相当サービスである場合	1回につき 287単位
イ 生活援助が中心である場合	
(ア) 所要時間20分以上45分未満	1回につき 179単位

の場合	
(イ) 所要時間45分以上の場合	1回につき 220単位
ウ 短時間の身体介護が中心である場合	1回につき 163単位
2 初回加算	1月につき 200単位
3 生活機能向上連携加算	
(1) 生活機能向上連携加算 (I)	1月につき 100単位
(2) 生活機能向上連携加算 (II)	1月につき 200単位
4 口腔連携強化加算	1月につき 50単位 ただし、1月に1回を限度とする。
5 介護職員等処遇改善加算	
(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	+所定単位×245/1,000
(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	+所定単位×224/1,000
(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	+所定単位×182/1,000
(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	+所定単位×145/1,000

#### 備考

- 1 (2) については、1月につき1 (1) ウに掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。
- 2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において1から7までを算定しない。
- 3 1について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合に、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 1について、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じない場合に、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 5 1について、事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱いは、訪問介護における取扱いに準ずる。
- 6 1について、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15/100を乗じた単位数を加える。

- 7 1について、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に10/100を乗じた単位数を加える。
- 8 1について、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位数を加える。
- 9 3の算定要件等については、訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。
- 10 4の算定要件等については、訪問介護における口腔連携強化加算の取扱いに準ずる。
- 11 5について、所定単位は1から4までにより算定した単位数の合計とする。なお、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては対象事業所が併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とし、その他算定要件等については訪問介護における介護職員等処遇改善加算の取扱いに準じる。
- 12 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算並びに事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物等に居住する利用者にサービスを行う場合に訪問介護に準じて適用する減算については、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

別表第2（第3条関係）

介護予防通所介護相当サービスにおける指定第1号事業費単位数表

区分	単位数
1 通所相当サービス費	
(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	
ア 要支援1	1月につき 1, 798単位
イ 要支援2	1月につき 3, 621単位
(2) 1月当たりの回数を定める場合	
ア 要支援1	1回につき 436単位 ただし、1月に4回を限度とする。
イ 要支援2	1回につき 447単位

	ただし、1月に8回を限度とする。
2 生活機能向上グループ活動加算	1月につき 100単位
3 若年性認知症利用者受入加算	1月につき 240単位
4 栄養アセスメント加算	1月につき 50単位
5 栄養改善加算	1月につき 200単位
6 口腔機能向上加算	
(1) 口腔機能向上加算 (I)	1月につき 150単位
(2) 口腔機能向上加算 (II)	1月につき 160単位
7 一体的サービス提供加算	1月につき 480単位
8 サービス提供体制強化加算	
(1) サービス提供体制強化加算 (I)	
ア 要支援1	1月につき 88単位
イ 要支援2	1月につき 176単位
(2) サービス提供体制強化加算 (II)	
ア 要支援1	1月につき 72単位
イ 要支援2	1月につき 144単位
(3) サービス提供体制強化加算 (III)	
ア 要支援1	1月につき 24単位
イ 要支援2	1月につき 48単位
9 生活機能向上連携加算	
(1) 生活機能向上連携加算 (I)	1月につき 100単位 ただし、3月に1回を限度とする。
(2) 生活機能向上連携加算 (II)	1月につき 200単位
10 口腔・栄養スクリーニング加算	
(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	1回につき 20単位 ただし、6月に1回を限度とする。
(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	1回につき 5単位 ただし、6月に1回を限度とする。
11 科学的介護推進体制加算	1月につき 40単位
12 介護職員等処遇改善加算	

(1) 介護職員等処遇改善加算 (I)	+ 所定単位 × 92 / 1,000
(2) 介護職員等処遇改善加算 (II)	+ 所定単位 × 90 / 1,000
(3) 介護職員等処遇改善加算 (III)	+ 所定単位 × 80 / 1,000
(4) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	+ 所定単位 × 64 / 1,000

#### 備考

- 1 1について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合に、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 2 1について、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じない場合に、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 1について、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70 / 100を乗じる。
- 4 1について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70 / 100を乗じる。
- 5 1について、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5 / 100を乗じた単位数を加える。
- 6 1について、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。
  - 1 (1) ア 376 単位
  - 1 (1) イ 752 単位
  - 1 (2) 94 単位
- 7 事業所が送迎を行わない場合は、片道につき47単位減算する。この場合において、1 (1) アを算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、1 (1) イを算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。
- 8 2における機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師及びきゅう師を対象に含むものとする。

- 9 3について、若年性認知症利用者受入加算の算定要件等については、通所介護における取扱いに準ずる。
- 10 5の算定要件等については、通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。
- 11 7について、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのいずれも実施した場合に加算する。ただし、5又は6を算定している場合は、算定しない。
- 12 9の算定要件等については、通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。
- 13 10の算定要件等については、通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。
- 14 12について、所定単位は1から11までにより算定した単位数の合計とし、算定要件等については、通所介護における介護職員等処遇改善加算の取扱いに準じる。
- 15 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算並びに事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合に適用する減算については、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

別表第3（第3条関係）

通所サービスAにおける指定第1号事業費単位数表

区分	単位数
1 通所サービスA費	
（1）事業対象者・要支援1（1週に1回まで）	1回につき 245単位
（2）要支援2（1週に2回まで）	1回につき 245単位
2 生活機能向上グループ活動加算	1回につき 20単位
3 送迎加算（片道につき）	1回につき 32単位
4 入浴加算	1回につき 30単位

備考

- 1 1について、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に10単位を加える。

- 2 2の算定要件等については、介護予防通所介護相当サービスにおける生活機能向上グループ活動加算の取扱いに準ずる。
- 3 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、3を算定しない。
- 4 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

別表第4（第3条関係）

第1号介護予防支援における指定第1号事業費単位数表

区分	単位数
1 介護予防ケアマネジメントA費	1月につき 442単位
2 初回加算	1月につき 300単位
3 委託連携加算	300単位

備考

- 1 住所地特例による財政調整においては、1件当たり442単位とする。算定に当たっては、住所地特例対象者の数に442単位を乗じた金額の支払又は請求により財政調整を行うものとする。
- 2 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合に、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じない場合に、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。